

全L協保安29第55号
平成29年11月6日

都道府県協会 御中

(一社) 全国LPガス協会

長期使用製品安全点検制度に係る特定保守製品の
所有者登録促進への協力について(再度のお願い)

標記につきまして、平成27年12月11日付け全L協保安27第56号により、本制度の所有者登録促進に向けたご協力をお願いいたしましたが、この度、(一社)日本ガス石油機器工業会から別添のとおり再度の協力依頼がありました。

本制度におけるLPガスの所有者票の登録率は約34%で、都市ガスの約50%(ブランド品含む)に比べ低い状況にあります。

この所有者票の回収は今後の保安確保に繋がることから、より一層の推進が必要となります。

つきましては、上記を踏まえ、再度の周知徹底方よろしくお願いいたします。

なお、(一社)日本ガス石油機器工業会「特定保守製品登録ハガキ付きチラシ及び個人情報保護シール」を引き続き無料配布しておりますので、別添の注文書により同工業会あてお申込みの上、ご活用下さい。

[本制度の概要]

本制度は、平成21年4月1日に施行され、特にお客様に重大な危害を及ぼす恐れのある9品目を特定保守製品(LPガス用は、屋内式ガス瞬間湯沸器及び屋内式ガスふろがま)に指定し、製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者それぞれが適切に役割を果たして、経年劣化による事故を防止する制度です。

そのため、お客様(所有者)に所有者登録をしていただき、製造・輸入事業者が登録されたお客様に点検の通知を行い、点検の実施を促す必要があります。

LPガス販売事業者においては、特定保守製品を販売する(引渡す)場合は、お客様(所有者)に所有者票に記載されている内容を説明する義務があります。なお、お客様の承諾を得た上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっています。

また、特定保守製品を販売していない場合においても、LPガスを供給していれば関連事業者となり、お客様に特定保守製品の点検及び所有者登録の必要性などを伝える責務が課せられております。なお、上述と同様にお客様の承諾を得た上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっています。

○本件に関する問合せ窓口

(一社)日本ガス石油機器工業会 衛藤氏

TEL 03-3252-6101

以上

送信手段：電子メール、担当：保安部 難波、渡辺、片岡

別添

平成29年11月2日

(一社) 全国LPガス協会 御中

(一社) 日本ガス石油機器工業会

長期使用製品安全点検制度に係る特定保守製品の所有者登録促進への協力について
(再度のお願いと登録ハガキつきチラシ発注先変更のお知らせ)

標記所有者登録促進につきまして、日ごろよりご尽力をいただき、大変ありがとうございます。また、所有者登録促進に関し、経済産業省より発出された協力要請にもとづき、平成27年よりスタートしました定期保安点検時の所有者登録促進活動へのご協力につきましても、重ねてお礼申し上げます。

現在の所有者票の登録率の状況ですが、LPガスは約34%と、都市ガスの約50%(ブランド品含む)に比べまだまだ低い状況です。一昨年より開始した定期保安点検時の所有者登録促進活動もこの2年6か月で回収総数は3200件にとどまり、全体の登録率を押し上げるほどの回収数が得られていないのが現状です。

一方、本年秋より点検時期を迎えた製品の点検も始まることから、所有者登録率に経済産業省の関心も高まってきており、所有者登録率の向上に向けて一層の取り組みが求められています。

つきましては、定期保安点検時の所有者登録促進活動の推進につきまして、改めて会員の皆様にご周知いただきたく、よろしくお願い致します。

また、このたび、登録ハガキ付きチラシ及び個人情報保護シールの発注先を「荒川印刷」から「当会」へと変更させていただきましたので、併せてご案内いたします。

今後は、添付の発注書を用いて当会へご発注頂くようお願い致します。

なお、「特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)」を参考として添付しておりますので今一度のご確認をお願いします。

参考：[本制度（長期使用製品安全点検制度）の概要]

本制度は、平成21年4月1日に施行され、特にお客様に重大な危害を及ぼす恐れのある9品目を特定保守製品（LPガス用は、屋内式ガス瞬間湯沸器及び屋内式ガスふろがま）に指定し、製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者それぞれが適切に役割を果たして、経年劣化による事故を防止する制度です。

そのため、お客様（所有者）に所有者登録をしていただき、製造・輸入事業者が登録されたお客様に点検の通知を行い、点検の実施を促す必要があります。

LPガス販売事業者においては、特定保守製品を販売する（引渡す）場合は、お客様（所有者）に所有者票に記載されている内容を説明する義務があります。なお、お客様の承諾を得た上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっています。

また、特定保守製品を販売していない場合においても、LPガスを供給していれば関連事業者となり、お客様に特定保守製品の点検及び所有者登録の必要性などを伝える責務が課せられております。なお、上述と同様にお客様の承諾を得た上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっています。

本件に関するお問合せ

（一社）日本ガス石油機器工業会 衛藤

TEL 03-3252-6101

[添付資料]

参 考：特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)

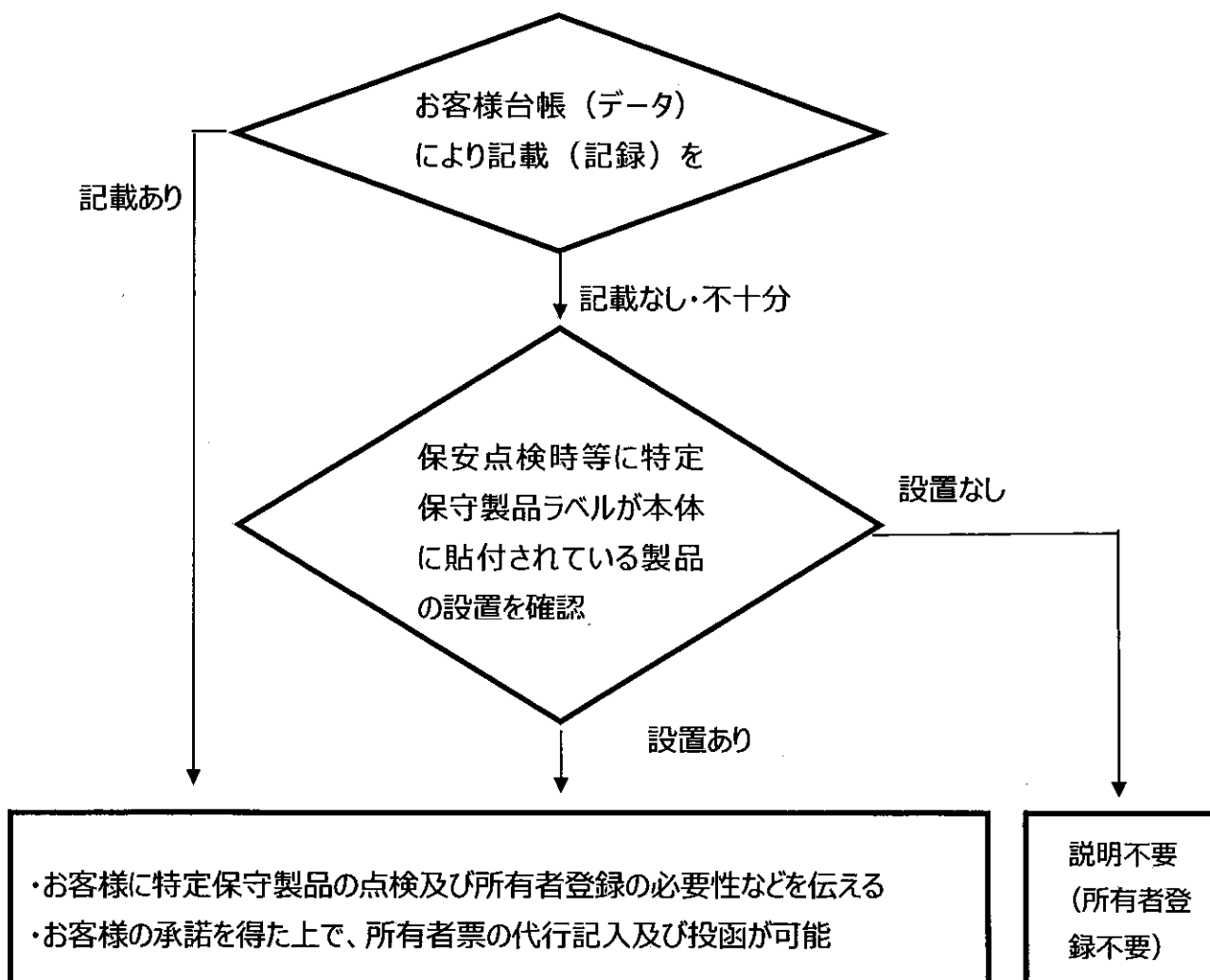
特定保守製品登録ハガキ付きチラシ及び個人情報保護シール発注書

以 上

【参考】（※前回通知 平成 27 年 全L協保安 2 7 第 5 6 号から引用させていただいています。）

特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)

- 平成 2 1 年 4 月 1 日以降に製造・輸入された特定保守製品（L P ガス用は、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま）の販売または設置の有無を確認する。



※ 自社で特定保守製品を販売していて、お客様が所有者票を送付（所有者登録）していない場合は、所有者票に記載されている内容を説明する義務がある。

※ 特定保守製品を販売していない場合においても、L P ガスを供給していれば、お客様に特定保守製品の点検及び所有者登録の必要性などを伝える責務がある。

※ 本制度施行日（平成 2 1 年 4 月 1 日）より前に製造・輸入された対象製品についても、製造事業者（メーカー）に問合せいただければ、点検可能である旨をお客様（所有者）に伝える。

特定保守製品登録ハガキ付きチラシ 及び個人情報保護シール 発注書(無料)

FAX 03-3252-6105

●ご不明な点はお問合せください。
TEL03-3252-6101
(担当：衛藤)

日本ガス石油機器工業会 登録ハガキ付きチラシ受注係宛て



下記の内容でチラシを希望しますので、ご手配をよろしくお願いします。

<input type="checkbox"/> ご発注担当者様 (連絡先) ※必須		発注日 20 年 月 日	
フリガナ		事業区分 ※必須	
会社名 ※必須		<input type="checkbox"/> LPガス関連 <input type="checkbox"/> 都市ガス関連 <input type="checkbox"/> 簡易ガス関連	
ご部署名			
ご担当者名 ※必須			
お電話番号 ※必須		FAX 番号※必須	
ご住所 ※必須 (お届け先)	〒 都道 郡区 府県 市		

ご希望内容(100部単位)注

啓発ツール名	ご希望部数	備考
登録ハガキ付きチラシ	00 部	
個人情報保護シール	00 部	

注：100部を原則としますが100部以下ご希望の場合でも対応いたします。

連絡欄 (FAXのみ) 日本ガス石油機器工業会記載

FAX 受領しました		担当
受領日	月 日	
連絡欄	<input type="checkbox"/> 発送予定日等	